

かまくら 勤労市民ニュース

令和3年(2021年)10月1日 No.116
編集発行 鎌倉市商工課勤労者福祉担当
〒248-8686 鎌倉市御成町18-10
電話 0467-61-3853
eメール rousei@city.kamakura.kanagawa.jp
URL <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>

神奈川県最低賃金の改正のお知らせ

令和3年(2021年)10月1日から

時間額 1,040 円

改定前 1,012 円より
28 円引上げ

神奈川県最低賃金は、県内事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者とその使用者に適用されます。

次の賃金は最低賃金の対象となる賃金に含まれません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金
- ③ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ④ 時間外、休日労働に対する賃金、深夜割増賃金

新型コロナウイルス感染症に係る支援について

令和3年9月30日現在

事業	内容	問い合わせ
緊急小口資金(国) (一時的な資金が必要な方 [主に休業された方])	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	一般なお問合せは相談コールセンター Tel 0120-46-1999 平日9:00~17:00
総合支援資金(国) (生活の立て直しが必要な方 [主に失業された方等])	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	お申込みは鎌倉市社会福祉協議会 あんしん生活係にお電話ください。 鎌倉市御成町20-11 Tel 0467-23-1075 平日8:30~17:15
住居確保給付金(家賃)(国)	新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援します。	自立相談支援機関 インクル相談室鎌倉 鎌倉市大船1-23-19 秀和第5ビル3階 Tel 0467-46-2119 平日8:30~17:15
電気・ガス・電話料金、NHK受信料等の支払猶予等	個人又は企業にかかわらず、電気・ガス・電話料金・NHK受信料の支払いに困難な事情がある方に対しては、料金の支払いの猶予や料金未払いによるサービス停止の猶予等について、柔軟な対応を行うことを事業者に要請しています。	電気・ガス・電話料金・NHK受信料の支払いにお悩みの方は、まずは一度、御契約されている事業者に御相談をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症各種相談窓口

令和3年9月30日現在

※記事は9/30時点の内容のため、変更になる場合があります

<p>症状のある方、感染が不安な方</p>	<p>新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル</p>	<p>①発熱や咳などの症状のある方、感染の不安のある方、健康・医療に関すること、診療可能な医療機関のご案内、COCOA・濃厚接触者に関すること など ②営業時間短縮要請、マスク飲食実施店認証制度に関すること ⑧協力金（まん延防止等重点措置区域における内容）に関すること ⑨協力金（第9・10・11・12弾のうちその他区域における内容）に関すること ③経営相談に関すること ④LINE コロナお知らせシステム、その他</p>	<p>神奈川県 感染症対策ポータル ☎0570-056774 音声案内につながります ①無休（24時間） ②年末年始を除き毎日（9:00 - 17:00） ⑧⑨③④ 平日（9:00 - 17:00） 一部IP電話など上記番号へつながらない場合の受付 電話：045-285-0536</p>
<p>宿泊療養施設及び自宅待機の方</p>	<p>宿泊療養施設及び自宅待機の無症状、軽症の方向け 心の悩み電話相談</p>	<p>新型コロナウイルス感染症への感染の不安や療養生活によるストレス等のこころの悩みについて、専門の相談員がご相談をお受けします。</p>	<p>神奈川県 がん・疾病対策課 平日（13:00 - 17:00） （祝日・休日を除く） ☎03-6276-0096</p>
<p>自宅療養者等の方</p>	<p>自宅療養者等への食料配送支援</p>	<p>新型コロナウイルス感染症による自宅療養者（陽性者）、又はその方と同居する自宅待機者（濃厚接触者）で、近隣に生活を支援できる親族等がない方、インターネット通販や宅配サービス等による食料確保が困難な方へ食料の配送支援を行います。</p>	<p>鎌倉市 市民健康課健康づくり担当 ☎0467-61-3943</p>
<p>困った時の電話相談窓口</p>	<p>こころの健康電話相談</p>	<p>こころの健康相談統一ダイヤル（厚生労働省）</p>	<p>神奈川県精神保健福祉センター ☎0570-064-556 平日9:00~22:30 ※受付は22:00まで （土日・祝日・年末年始を除く）</p>
<p>お悩みお困りの妊婦の方</p>	<p>母性健康管理措置等に係る特別相談窓口</p>	<p>新型コロナウイルス感染症への感染について、不安やストレスを感じたり、通勤や働き方でお悩み、お困りの妊婦の方は、「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」にご相談ください。</p>	<p>母性健康管理措置等に係る特別相談窓口（神奈川県労働局） ☎045-211-7380 平日 8:30~17:15（土・日・祝日・年末年始を除く）</p>
	<p>新型コロナウイルスに関する相談窓口</p>	<p>妊産婦の方は、胎児への影響、出産・育児などについて不安を抱いて生活を送っていることから、こうした不安を軽減するため、専用の電話相談窓口を設置しています。経験豊富な助産師が妊産婦の方の不安にお応えしますので、お気軽にご連絡ください。</p>	<p>新型コロナウイルス妊産婦電話相談窓口（神奈川県） ☎0570-058-222 月・水・金・土 10:00~16:00 （祝日を含む）</p>

10月11月は労働相談強化月間です

神奈川県では、10月11月を労働相談強化月間とし、職場で起きているトラブル解決に向け、弁護士やカウンセラーによる特別労働相談会や身近な駅などで開催する街頭労働相談会を実施しています。

弁護士・心理カウンセラーによる特別労働相談会（予約制・相談無料・秘密厳守）

弁護士相談			
日程	相談時間	会場	予約・問合せ 電話
10月12日（火）	16:30~19:30	かながわ労働センター本所	本所 045-633-6110
10月24日（日）	13:30~16:30		
11月9日（火）	16:30~19:30		
11月21日（日）	13:30~16:30		
心理カウンセラー			
11月30日（火）	13:30~16:30	かながわ労働センター本所	本所 045-633-6110

街頭労働相談会

日時 10月7日（木）8日（金）12:00~17:00（受付は当日）

会場 JR大船駅 南改札前東西自由通路内

県かながわ労働センター職員、社会保険労務士がご相談に応じます。社会労務士による年金・社会保険等のご相談は8日（金）のみ。労働手帳なども配布！ 鎌倉市商工課勤労者福祉担当 TEL 0467-61-3853

神奈川県労働電話相談

かながわ労働センター	
一般労働相談	045-662-6110 平日8:30~17:15（12:00~13:00を除く）
コロナ労働相談110番	045-662-8110 平日8:30~17:15 夜間17:15~19:30（火曜のみ 祝・休日を除く）日曜9:00~17:00（12:00~13:00を除く）
神奈川労働局	
総合労働相談コーナー	045-211-7358（女性の相談員がいます）

労働需要調査への協力について

鎌倉市では、市内の事業所に勤務する勤労者の実態を明らかにし、労働環境の向上を目指した労働に関する調査を実施してきました。令和2年度からは名称を「労働需要調査」と改め、調査項目も新たにしておりますので、調査への御協力をよろしくお願いいたします。

※令和3年度労働需要調査は、1,000事業所を対象に11月中旬頃調査票を発送します。

令和2年度 鎌倉市労働需要調査結果の概要

鎌倉市では、市内の事業所で働く勤労者の実態を明らかにし、労働環境の向上を目指した労働に関する調査を実施しています。

この度、調査の結果がまとまりましたので、お知らせします。調査結果の詳細は市のホームページで公開しています。

公開ページのURL <https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kinrou/roudoujijou.html>

【調査対象】市内の事業所（支店、営業所を含む）から無作為に1,000社を抽出

【調査基準日】令和2年（2020年）10月1日現在

【調査方法】調査票郵送による無記名調査

【回答数】349事業所（回収率34.9%）

【有効回答数】346事業所（回収率34.6%）

1 事業所構成

小企業279社のうち、従業員5人以下が120社、6～29人が159社、中大企業67社のうち、30～99人が47社、100人以上が20社となっており、6～29人が45.9%と半分近くを占めている。

業種別では、卸売業、小売業82社（23.7%）が最も多く、建設業41社、製造業35社と続いており、前年度と傾向は同じである（前年は製造業が2番目、建設業が3番目となっていた）。

2 雇用形態

正社員が68%、パートタイマー・アルバイト25%で全体の9割以上を占めており、前年と比べて両者とも割合が増えたのに対し、その他と派遣社員の割合は減っている。

また、60歳以上の割合は全体で14%ほどだが、パートタイマー・アルバイトでは30%となっている。

3 雇用状況

(1) 平均年齢・平均勤続年数・平均賃金

前年度に比べていずれの雇用形態においても平均年齢は高く、平均勤続年数は長くなっている。

平均賃金について前年度と比べると、小企業では正社員が下降しているのに対してパートタイマー・アルバイトは上昇し、逆に中大企業では正社員が上昇しているのに対してパートタイマー・アルバイトは下降している。

(2) 人員

前年に比べ、雇用人員「不足」が10.1ポイント減少し、「適正」が15.6ポイント増の68.8%となっている。また「不足」の場合の新規雇用形態は、正社員が最も多くなっている。

4 求人

もっとも利用されている求人方法は「ハローワーク」だった一方、最も効果のあった求人方法は「求人広告・求人サイト」となっている。外部機関や求人サイト等を活用する反面、社員からの紹介を頼りにしている企業も一定数存在する。

人材確保のために市に望む支援としては回答数の多い順に、「福利厚生の充実に関する支援」、「求職者に向けた市内企業の魅力発信」、「従業員のスキルアップ研修に関する支援」、「合同就職面接会」となっている。

5 就職氷河期世代、出産等を機に退職した女性、高齢者、障がい者等の雇用促進

(1) 就職氷河期世代、出産等を機に退職した女性、高齢者

就職氷河期世代では知識・経験不足、出産等を機に退職した女性では育児との両立支援、高齢者では体力・健康面とデジタル対応などの課題が挙げられた。一方で、やる気があれば年齢、性別、経験は不問、本人も企業も実際に働いてみないとわからない、マッチングの機会が少ないという意見もあった。

(2) 障がい者

障がい者を雇用している企業の割合は 15%ほどで、前年と比べて若干減少しているが、中大企業は増加している。雇用していない理由では、例年同様に半数近くが「業務上、雇用は難しい」とし、最も多くなっている。

6 テレワーク

テレワークを実施している企業は 17%であるが、小企業 12%、中大企業 35%と企業規模で開きがある。実施にあたっての課題として、テレワークのできる仕事がない、機器やネットワークの整備に課題があると感じており、多くの企業が実施の検討を行っていない。

また、業種別実施率では、金融業、保険業や情報通信業、運輸業が 30%を超えているのに対し、宿泊業、飲食サービス業や卸売業、小売業は 10%未満となっている。

7 福利厚生、退職金制度

(1) 福利厚生

福利厚生制度が「ある」企業は 68%で前年度より増えており、中大企業では 94%となっている。

なお、多くの企業では事業所独自の制度があり、鎌倉市が運営支援している「湘南勤労者福利厚生サービス」への加入も一定数存在している。

(2) 退職金制度

退職金制度「あり」の企業は小企業では減少し、中大企業では増加している。

退職金についても多くの企業で事業所独自の制度があるが、小企業では中退共制度を活用している事業所も同程度ある。

中小企業退職金共済制度について

～10月は中小企業退職金共済制度の
加入促進強化月間」です～

掛金の一部を国が助成する「安心」「簡単」「有利」な中小企業のための制度

- ①安全・確実 ②有利 ③管理が簡単
- ④ポータビリティ ⑤鎌倉市の助成

詳しくは中小企業退職金共済事業本部まで ホームページ (<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>)

TEL 03-6907-1234

合同就職説明会

・日時 令和3年11月5日(金) 13:00～16:00

・場所 鎌倉芸術館 ギャラリー1

鎌倉近隣の企業が10社程度参加します。

申込 鎌倉市役所商工課勤労者福祉担当 TEL 0467-61-3853

各種相談

相談無料・秘密厳守!

鎌倉市では、専門家による労働問題に関する個別相談を無料で行っています。詳しい日時等は、広報かまぐららの毎月1日号に掲載しています。電話予約のうえお気軽にご利用ください。

※対面での相談となりますので、必ずマスクの着用をお願いします。また、体調不良の際は相談をご遠慮ください。

予約・申込：鎌倉市 商工課 勤労者福祉担当 TEL 0467-61-3853 (直通)
(予約受付は原則前月20日から)

メールによる労働相談

鎌倉市のホームページ↓から相談を。

<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kinrou/msodan.html>

回答まで一週間程度のお時間をいただく場合があります。メールによるご相談は、原則として一回の往復に限ります。労働問題全般にわたり相談に応じます。(社会保険労務士)

労働相談

職場での様々な労働問題や年金問題等について相談に応じます。勤労者、雇
用者どちらでも相談可能です。(社会保険労務士)

メンタルヘルス相談

職場や労働環境のストレスで悩んでいるご本人や家族、その同僚や雇
用者の相談に応じます。(シニア産業カウンセラー・精神保健福祉士)

就職支援相談

就職活動の進め方、履歴書・職務経歴書の書き方、面接対策等就職活動に関
する事なら何でも相談に応じます。(キャリアコンサルタント)

※予約不要の出張相談会もあります。

高齢者就労相談

概ね55～74歳の鎌倉市民または鎌倉市内の企業に就業希望の方のお仕事
探しをお手伝いします。予約はセカンドライフかまぐらTEL0467-55-5520